

卸り売のしるしを
一 解雇手当として各自三月分 七百六十円

一 争議費用 二百円

一 争議費用 二百円

一 争議費用 解雇者日給 二百円

計 千七百七十円

一 費用を支支方より西本に提出せしめ、之を会社側より之に對し同情金として二月の提出せしめ、之を社より高安協と見せ見せしめ、難くなり、其の遠藤中長、事務長、加いり所、懐懐警察署長、一、解雇のり急遽に解決、之を運ぶに、三月の以て、不日、夜、八時、二十分より、会社より、一、会社側代表、下澤、大、事務、阿久津、之